

都立家政駅周辺地区まちづくりについて

令和2年4月策定の西武新宿線沿線まちづくり整備方針(都立家政駅周辺地区編)の範囲のうち、若宮一丁目、二丁目及び三丁目地区は、地域危険度が高い木造住宅密集地域であることから、オープンスペースの創出など防災性の向上が求められている。また、緑の実態調査において、緑被率が減少傾向にあるため、みどりの確保にも課題がある。

今般、若宮一丁目地区内の日本銀行所有の不動産について、日本銀行文書局より、取得要望受付の連絡があった。

については、これらの課題の解決に向けて、当該不動産の活用を見据えたまちづくりを進めていく。

【経緯】

- 令和2年7月20日 日本銀行所有不動産にかかる取得要望の受付の連絡
(日銀→区)
- 2年9月29日 公有地の拡大の推進に関する法律(以下「公拡法」という。)第5条の規定に基づく地方公共団体等に対する土地の買取り希望の申出(日銀→区)
- 2年10月16日 取得申出書の提出(区→日銀)
公拡法第6条の規定に基づく土地買取り協議団体決定の通知
(区→日銀)

1. 事業用地の概要

(1) 取得場所(別紙のとおり)

地名地番	中野区若宮一丁目13番1ほか2筆
住居表示	中野区若宮一丁目4番
公簿面積	2,711.97㎡

(2) 活用方法

今後、地域の意見を踏まえ、補助第227号線整備など都立家政駅周辺のまちづくりに資する目的で、まちづくり用地(道路用地*及び木造住宅密集地域における防災性向上やみどり創出のためのオープンスペースなど)として活用する。

※都市計画道路(補助第227号線)の拡幅予定地

2. 取得予定年度

令和3年度に用地特別会計で取得予定

(今後、特定財源を確保の上、一般会計で買い戻し)

3. 今後の予定

令和2年12月中旬 区の買取り意思決定

3年度以降 売買契約締結

※日本銀行が設定する最低落札価格を下回った場合は、契約締結に至らない。

3～6年度 まちづくり用地としての活用の検討

7年度以降 道路及びオープンスペースの整備

